

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	合志市 健康管理システム(母子保健) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

合志市は、母子保健関係業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

合志市長

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健関係事務
②事務の概要	母子保健法に基づく、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出及び未熟児の訪問指導、養育医療の給付と費用の徴収に関する事務。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 申請については、窓口で受け付けるとともに、マイナポータル(※)を利用した電子申請によっても行う。 (マイナポータルのサービス検索・電子申請機能での受領。) ※国が運営するインターネット上のサイト
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム 中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
乳幼児管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一 第49項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号別表第二 第26項、第56の2項、第70項、第87項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康づくり推進課
②所属長の役職名	健康づくり推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市長公室企画課 096-248-1813
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市長公室企画課 096-248-1813

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月9日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月9日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月5日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	合志市は、健康増進業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	合志市は、母子保健関係業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
平成28年2月5日	「I 関連情報」 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	合志市では母子保健法に基づき、母子手帳の管理、母子健診情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行っている。	母子保健法に基づく、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出及び未熟児の訪問指導に関する事務。	事後	
平成28年2月5日	「I 関連情報」 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム	総合健康管理システム	事後	
平成28年2月5日	「I 関連情報」 2.特定個人情報ファイル名	1. 母子手帳情報ファイル、 2. 母子健康情報ファイル	乳幼児管理ファイル	事後	
平成28年2月5日	「I 関連情報」 3.個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第49号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第49項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条	事後	
平成28年2月5日	「I 関連情報」 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 第56条の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7項 別表第二 第56の2項	事後	
平成28年2月5日	「II しいき値判断項目」 1. 対象人数	1) 1,000人未満(任意実施)	2) 1,000人以上1万人未満	事後	
平成28年2月5日	「II しいき値判断項目」 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月30日時点	平成28年2月5日時点	事後	
平成28年2月5日	「II しいき値判断項目」 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月30日時点	平成28年2月5日時点	事後	
平成29年3月15日	「I 関連情報」 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり推進課長 鍛野 文昭	健康づくり推進課 澤田 勝矢	事後	
平成29年3月15日	「II しいき値判断項目」 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年2月5日時点	平成29年3月15日時点	事後	
平成29年3月15日	「II しいき値判断項目」 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年2月5日時点	平成29年3月15日時点	事後	
平成29年5月9日	「I 関連情報」 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法に基づく、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出及び未熟児の訪問指導に関する事務。	母子保健法に基づく、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出及び未熟児の訪問指導、養育医療の給付と費用の徴収に関する事務。	事後	
平成29年5月9日	「I 関連情報」 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7項 別表第二 第56の2項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7項 別表第二 第26項、第56の2項、第70項、第87項	事後	
平成30年2月27日	「II しいき値判断項目」 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月15日時点	平成30年2月27日時点	事後	
平成30年2月27日	「II しいき値判断項目」 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月15日時点	平成30年2月27日時点	事後	
平成31年2月28日	「II しいき値判断項目」 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年2月27日時点	平成31年2月28日時点	事後	
平成31年2月28日	「II しいき値判断項目」 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年2月27日時点	平成31年2月28日時点	事後	
平成31年2月28日	「I 関連情報」 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり推進課 澤田 勝矢	健康づくり推進課長	事後	
平成31年2月28日	「IV リスク対策」	なし	新様式への変更	事後	
令和3年8月16日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7項別表第二 第26項、第56の2項、第70項、第87項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8項別表第二 第26項、第56の2項、第70項、第87項	事後	
令和3年8月16日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和3年8月16日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月13日	「I 関連情報」 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	総合健康管理システム	健康管理システム	事後	
令和4年1月13日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成31年2月28日時点	令和4年1月13日時点	事後	
令和4年1月13日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年2月28日時点	令和4年1月13日時点	事後	
令和5年3月9日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和4年1月13日時点	令和5年3月9日時点	事後	
令和5年3月9日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年1月13日時点	令和5年3月9日時点	事後	
令和5年3月9日	「I 関連情報」 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法に基づく、(略)徴収に関する事務。	母子保健法に基づく、(略)徴収に関する事務。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 申請については、窓口で受け付けるとともに、マイナポータル(※)を利用した電子申請によっても行う。 (マイナポータルのサービス検索・電子申請機能での受領。) ※国が運営するインターネット上のサイト	事前	
令和5年3月9日	「I 関連情報」 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事前	